

Q 1 これまでの「認定就学者」と新たに示された「認定特別支援学校就学者」とはどのように違うのですか。

A 1

従前の「認定就学者」とは、学校教育法施行令第22条の3に該当し特別支援学校へ就学すべき児童生徒でも、市町村教育委員会が小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認められていた者のことですが、今回の学校教育法施行令の一部改正により「認定就学者」についての規定は廃止されました（P. 97参照）。

また、「認定特別支援学校就学者」とは、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の者のうち、市町村教育委員会が総合的な観点から判断し、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいいます。

したがって、特別支援学校へ就学する児童生徒は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいがあることが必要条件であり、その上で、市町村教育委員会が特別支援学校で学ぶことが適当と認定した者となります。

Q 2 認定特別支援学校就学者通知の提出について留意する点はどのようなことですか。

A 2 新就学児の認定特別支援学校就学者通知書（様式A）は、12月末までに、県教育委員会へ提出することとなっています。例年2月から3月に提出となる市町村もあり、保護者や特別支援学校から問い合わせがあります。やむを得ず提出が遅れる場合は、保護者や入学予定校等へ連絡を入れておくとよいでしょう。

しかし、就学先の決定に当たっては、提出期限によって話し合いを打ち切るような方法はとらず、保護者との話し合いの時間を十分にとって慎重に進めることを大切にしてください。

Q 3 特別支援学校に転学する児童生徒については、どのような手続きが必要ですか。

A 3 在籍する小・中学校長から、市町村教育委員会へ認定特別支援学校就学者通知書（様式F）を提出します。市町村教育委員会は、認定特別支援学校就学者通知書（様式A）に学齢簿の謄本を添え、県教育委員会へ提出します（P. 14参照）。

文書提出の際、文書の日付は、転入日よりも前にしてください。

なお、事前に特別支援学校と十分に連絡を取り、転入日を決めてください。

金曜日で学校を去った場合、日曜日を除籍日、月曜日を転入日とするなどの点についても留意してください（参考：「指導要録記入の手引き」平成23年3月発行）。

Q 4 転居後も同一の特別支援学校に在籍することになった場合、どのような手続きが必要ですか。

A 4 転住先の市町村教育委員会は、県教育委員会へ学齢簿の加除訂正通知を提出します。また、前の住所のあった市町村教育委員会へ、学齢簿に記載した旨、通知する必要があります。前の住所地の市町村教育委員会では、この通知を確認してから、異動事項欄に転出先及び転出年月日を記入し別冊として編綴するようにします。

転住先の市町村では、住民課の窓口と教育委員会との連絡を密にし、児童生徒の在籍する学校を確認するなど、間違いのないよう事務手続きをするようにしてください。定期的に学齢簿の照合を行うなどして、確認しておくことも大切です。

特に、児童生徒が施設入所している事例では、留意が必要です。

Q 5 特別支援学校の小学部に在籍している児童が、小学部を修了する場合には、どのような手続きが必要ですか。

A 5 特別支援学校に在籍している児童が、小学部修了後も同一の特別支援学校中学部へ進学する場合は、事務手続きの簡略化のため、新たに認定特別支援学校就学者通知書（様式A）を提出する手続きは行わなくてもかまいません。

しかし、市町村内に住所のある児童の就学状況を確認しておくことが大切ですので、在籍している特別支援学校へ文書によって確認をしておく必要があります。

ただし、特別支援学校分校から本校への進学の際（聾学校の各分校が該当します）は、学校指定変更の手続きがありますので、保護者と連絡を密にして、手続きを行ってください。

Q 6 特別支援学校に在籍している児童生徒（認定特別支援学校就学者）が、小・中学校へ、転学する場合、どのような手続きが必要ですか。

A 6 転学の際には、2通りの転学手続きが考えられます。

（1）特別支援学校での学習の成果等から障がいの程度が、学校教育法施行令22条の3に該当する者でなくなった場合（P. 15参照）

この場合は、特別支援学校の校内就学指導委員会の判断により、特別支援学校長から視覚障がい者等でなくなった者の通知（様式G）が県教育委員会へ出されます。これを受けて県教育委員会では、各市町村教育委員会へ視覚障がい者等でなくなった者の通知（様式H）をしますので、市町村教育委員会は、速やかに小・中学校への就学通知を出さなければなりません。

(2) 障がいの程度は、特別支援学校へ就学するのが適当な程度ではあるが、障がい等の変化や教育環境の整備等により、小・中学校への就学ができると、特別支援学校長が思料する場合（P. 16 参照）

この場合は、特別支援学校長より、県教育委員会へ小・中学校に就学することが適當であると考える旨の通知（様式I）が提出されますので、手続きを進めます。

市町村教育委員会は、教育支援委員会（仮称）の意見や保護者の意見を聞くなどして、総合的に判断し、就学先を決定する必要があります。

また、受け入れ先の小中学校との連絡調整をし、適切な就学の場を決定するようしてください。

そして、就学先が決定しましたら、県教育委員会へ通知（様式Kまたは様式M）してください。

Q7 特別支援学校に入学・転学する児童生徒の教育相談について留意する点はどのようなことですか。

A7 認定特別支援学校就学者は、事前に該当特別支援学校で教育相談を受けることとしています。特別支援学校では、9月に次年度の学級編成を検討するため、特別支援学校の就学を考えている場合、8月末までに教育相談を受けていただくと、子どもたちの状況が把握できますので、早めに相談を受けていただくことが望ましいです。その後も随時教育相談は受け付けています。

Q8 他の都道府県から転住してきた児童生徒の入学先はどのようにして決めればよいのですか。

A8 転住してきた児童生徒の就学先を決定するのは、転住先の市町村教育委員会です。市町村教育委員会は教育支援委員会（仮称）の意見を聞くとともに、保護者の意見を聞いて就学先を決定します。また、その際、保護者の了解を得て、前籍校から資料を提供してもらい判断の材料とすることがよいでしょう。

Q9 施設入所に伴う特別支援学校への転学の際に留意する点はどのようなことですか。

A9 特別支援学校への転学は、施設への入所とは別に就学先の判断をする必要があります。児童生徒の障がいの状態や程度について資料を整え、教育支援委員会（仮称）の判断や保護者の意見を基に、適切な就学先を決定する必要があります。

入所したからといって、即、隣接する特別支援学校に転学ということではありません。児童相談所等と連携を密にし、適正な就学手続きを進めるようにしてください。

Q10 小学校の通常の学級に在籍する学校教育法施行令22条の3に該当する児童が、他の市町村に転出する場合には、どのようにすればよいですか。

A10 A市の小学校に在籍する児童が、B市に転出する場合、B市がその児童の就学先の判断をすることとなります。 B市は、保護者や専門家からの意見を聴取し、障がいの状態や必要な支援の内容、地域の体制の整備等を踏まえ、その児童にとって適切な就学先について総合的に判断する必要があります。

Q11 特別支援学校の学校指定変更をする場合は、どのような点に留意する必要がありますか。

A11 県立の特別支援学校は、現在、1種類の障がいに対応する学校となっています。したがって、障がいの違う学校への指定変更は、該当する障がいの就学が適当という判断が出ているのかどうか確認して慎重に進める必要があります。

Q12 「個別の教育支援計画」を活用した就学支援はどのように進めればよいですか。

A12 「個別の教育支援計画」は、就学予定者に対し、それまでの支援の内容、教育的ニーズや必要となる支援等について整理し、就学先の学校に引き継ぐものです。保護者や専門機関等の参加を得て幼稚園等で作成されている計画をふまえ、当該児童生徒に必要な教育支援を整理し、就学先の検討の際に活用することが大切です。

Q13 「就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく」ことにより、就学先の学校間の異動が頻繁になってもよいのですか。

A13 小学校就学時に決めた就学先に固執するものではなく、子供の変動するニーズへの対応を意識して、就学先を決めていってほしいということであり、頻繁に学校間の異動を行うというものではないことに留意してください。

Q14 今回の学校教育法施行令の一部改正で、保護者や専門家への意見聴取の機会が拡大されましたか。具体的にどのようなときに行わなければならないのですか。

A14 これまで、小学校新1年生に就学する際に、意見聴取をすることが義務付けられていきましたが、今回の改正で、小学校から特別支援学校中学部、特別支援学校小学部から中学校への進学時や転学時にも行うこととなりました。

意見聴取の方法としては、4月に新入学してくる子供たちについて専門家等から意見を聴取する場において併せて意見を聴取する、就学相談の際に保護者の意見を聞くなど、可能な範囲で正確な情報が収集・分析されるよう対応することが必要となります。

Q15 東日本大震災における福島第一原子力発電所事故により避難している児童生徒の転学の際に留意する点はどのようなことですか。

A15 原発避難者特例法においては、文部科学省から平成23年11月18日付け事務連絡の「教育事務に係る留意点」を受けて、避難先の市町村で学齢簿を編制することとなっています。

就学や転学の手続きについては、避難先と避難元の市町村が学齢簿の作成について確認の上、事務手続きを行ってください。ただし、避難先の変更や住所の移動等、様々なケースが考えられますので、児童生徒の転学の情報が入りましたら、市町村教育委員会間での情報の共有をお願いします。また、手続きについて迷う場合は、県教育委員会までご連絡ください。

参考：平成23年8月31日 文部科学省初等中等教育局中等教育企画課 児童生徒課
スポーツ・青少年局学校健康教育課

「東日本大震災により被災した児童生徒等に関する就学事務処理上の留意点について」

平成23年11月18日 文部科学省初等中等教育局中等教育企画課 児童生徒課
特別支援教育課 スポーツ・青少年局学校健康教育課

事務連絡「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に退所するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に基づく事務処理の特例について（教育事務に係る留意点）」

Q16 今後、すべての子供が小・中学校で学ぶようになるのですか。

A16 障がいのある子供とない子供が同じ地域でできるだけ共に学ぶことを目指すことは大切ですが、その前提としてそれぞれの子供が授業内容がわかり、学習に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかがとても大切になります。あくまでもその子供が十分な教育を受けられる学びの場はどこかを十分に検討する必要があります。

Q17 「教育支援資料」では、就学先決定に当たって「本人・保護者の意向を最大限に尊重する」とされていますが、そのことをどうとらえればよいのですか。

A17 保護者の意向を最大限尊重するということと、そのことにより就学先が決定することとは別のこととなります。市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、可能な限りその意向を尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが大切になります。保護者の思いを受け止めながら、本人に必要な支援について、共通認識を図っていくことが重要です。

Q18 市町村は「就学指導委員会」を「教育支援委員会（仮称）」に名称変更しなければならないのですか。

A18 名称変更を義務付けるものではありません。しかし、就学先の決定のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、これまでの就学指導委員会の機能を拡充することが必要となります。（具体的な機能拡充の内容についてはP. 4参照）

Q19 通常の学級で学ぶ学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度の児童生徒は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となっていますが、「認定就学者」の規定が廃止されたことで、今後、支給対象の認定はどのようにして判断されるのですか。

A19 学校教育法施行令第22条の3に該当するかどうかは、市町村教育委員会が個別に判断するものです。市町村教育委員会が学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度であると判断した児童生徒が、小・中学校の通常の学級に在籍する場合は、特別支援教育就学奨励費の支給対象となります。今回の一部改正により、「認定就学者」の規定が廃止されても支給対象となることに変わりはありません。